函館市ヘルパー連絡協議会からの質問事項に関する回答（平成２７年７月２９日）

１　各種書類の利用者および家族の同意について

**１**　**基準では，重要事項説明書，個人情報使用同意書，訪問介護計画等について利用**

**者の「同意」が必要と規定されています。**

**同意とは，「口頭での同意」も含みますが，後日トラブルのないように，「文書での**

**同意（記録）」をもらっておくべきとするのが一般的な解釈です。**

**基準に，「同意（記録）」の形態までは示されていないので，当市では利用者さんの**

**負担を考え，「署名」があれば良いとしています。ただし，押印を妨げるものではあ**

**りません。**

**・　重要事項説明書，訪問介護計画等の「同意」が必要とされているものは，利用者の署名（代筆の場合は代筆者も署名する。）**

**・　個人情報使用同意書は，利用者の署名（代筆の場合は代筆者の署名も）および家族の個人情報を使用する場合は当該家族の署名**

**※　契約書については，基準に明記されていないので，一般的な契約書と同様，契約者（利用者）または代理人の署名および押印としておくのが良いでしょう。**

２　字が書けず，家族もいない利用者の書類について

**２　代筆について**

**（１）判断能力はあるが，手が不自由で署名できず，代筆を頼む身元引受人等がいな**

**い場合**

**①　本人署名欄は無記載となるがやむを得ない。押印のみしてもらう。**

 **②　事業者は本人が署名できない理由を記録して残す。**

**（２）判断能力がないため署名できず，代筆を頼む身元引受人等がいない場合**

**①　契約者が特定できるような契約書を作成する。**

**本人を保護した機関が，契約書の内容を確認する。**

 **本人署名欄は無記載となるがやむを得ない。**

**本人および事業者が各々契約書を所持する。**

**本人を保護した機関が以後も関わる場合は，保護した機関も契約書の写しを所**

**持する。**

**②　事業者は本人が署名できない理由を記録して残す。**

**③　今後の諸手続き等を考え，成年後見制度を活用する。**

３　報酬改定の際の重要事項説明書の同意について

**３**　**報酬改定のみの変更であれば，同意は不要です。**

**ただし，説明（周知）は必要ですので，「知らなかった」等の苦情に繋がらないよ**

**う配慮してください。**

**事業所独自の料金（交通費，キャンセル代等）変更が含まれている場合は，別途，**

**同意が必要です。**

|  |
| --- |
| ４　平成27年8月からの「一定以上所得者」に対する負担額の変更について，対象　者の同意は必要か。 |

**４　　３と同様**

５　ケアプランは署名ありのものが必要か。

**５**　**確定したケアプランであることが確認できれば結構です（「◯／◯確定版」等の記**

**載）。**

**最も確実にわかるものとして，署名のあるものの写しが望ましいということです。**

６　契約日当日のサービス提供は可能か。

**６**　**可能です。**

７　要支援の方の通院介助について

**７**　「**平成22年6月21日　函館市ホームヘルパー連絡協議会　訪問介護による院内**

**介助についての質問事項に関する回答」参照**

|  |
| --- |
| ８　初回加算について，過去２月（歴月）以上サービス提供がない場合で，明らかに　ADLや援助内容に変更が無い場合でも，再開時からの訪問介護計画を作成すると言　う認識で良いのか。 |

**８　サービス提供責任者が，あらためて利用者の身体状況等を把握して判断した結果，**

**以前の訪問介護計画の内容と変更がない場合もあり得ます。ただし，その場合も，再**

**開時からあらためて訪問介護計画を作成してください。**

９　提供内容・提供時間の変更の際の理由の記載について

**９　訪問介護計画で予定していたものでない場合は，すべて理由を記載してください。簡潔な記載で結構です。**

**（事業者側の理由か利用者側の理由かのほかに，病変によるものか利用者の単なる**

 **都合によるものか等の記載をしてください。）**

|  |
| --- |
| １０　通院介助終了後，一旦自宅に戻り，ヘルパーのみで薬局に薬を取りに行く場合　　の算定について |

**１０　例えば，午前にヘルパーのみが診察券を出しに行き（所要時間20分未満），昼に通院介助を行い，午後にヘルパーのみが薬を取りに行く（所要時間20分未満）とした場合は，それぞれ20分未満の部分については算定できないが，通院介助の一連行為とみなして，それぞれの所要時間を合算し，１回の訪問介護（身体介護中心型に引き続き生活援助を行う場合）として算定できます。**

１１　通院介助のうち，院内介助が算定される場合の基準について

**１１**　**「訪問介護における通院介助について（H22.3.17函館市福祉部介護高齢福祉課長通知）」および「平成22年6月21日　函館市ホームヘルパー連絡協議会　訪問介護による院内介助についての質問事項に関する回答」参照**

|  |
| --- |
| １２　服薬介助について |

**１２　「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について　１－５」参照**

**服薬介助（身体介護）とは，「水の準備→配剤された薬をテーブルの上に出し，確認（飲み忘れないようにする）→本人が薬を飲むのを手伝う→後かたづけ，確認」までの一連の行為です。**

１３　最低限の必要書類の内容（項目）について，どのような書類が必要か。

**１３**　**条例に沿って適切な運営をしているか確認できる書類です。名称は一概に言えま**

**せんが，自己点検一覧表の点検書類等を参考にしてください。**

|  |
| --- |
| １４　自己点検一覧表，点検項目７（２）の「介護の提供の終了」とは，１回１回の　　援助終了か，完全な終了のどちらか。 |

**１４**　**１回１回の援助終了ではなく，契約の終了です。**

１５　居宅介護支援事業所等への毎月の報告（モニタリング）について

**１５**　**基準を確認してください。**

**訪問介護事業所の業務として，要支援の方については，「当該介護予防サービス**

**計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告する」ことが規定されていますが，**

**要介護の方については規定されておりません。**

**ただし，居宅介護支援事業者から業務に必要ということで書類を求められた場合**

**は，提供してください。**